

## 水洗化の促進について

### ■経緯

湖南省の下水道事業については、昭和63年度から供用を開始し、昨年度末には普及率が97.3%となり、市街地における整備を平成32年度に完了することを目標に、整備効果の高い地域から順に整備を進めているところです。

この汚水整備に併せ行う水洗化率の向上は、一連の取り組みであり、水環境への負荷軽減を図るだけでなく、使用料の増収にも繋がることから、下水道事業の重点項目の一つとなっています。

こうしたことを背景に、市では水洗化の普及促進を図ることを目的に、昭和63年度の供用開始と同時に、「水洗便所改造普及奨励金交付要綱」および「水洗便所改造等資金融資あっせん要綱」の運用を始めました。

しかし、平成12年頃からは供用開始区域の拡大と相まって、未接続による悪臭等の苦情が増えたことから、職員の戸別訪問等による、継続的な下水道への接続指導・啓発に加え、より一層の水洗化を進める必要性から、平成14年度には普及奨励金の額を、従来の3年以内一律1万5千円から、1年以内の接続についてのみ、5万円に上げました。

更に、平成22年度には、湖南省行政改革大綱に基づき、地方公営企業の健全化に向けた取組項目の一つとして「下水道接続の指導」を設定し、より実効性のある指導・啓発を行うため、平成23年度に「下水道接続指導要綱」<sup>※1</sup>を定め、民間委託による水洗化普及促進業務として、戸別訪問を継続的に実施し、併せて、融資あっせん制度における利子補給についても、従来の半額補給から全額補給へ、融資期間については3年以内から5年以内とし、融資限度を50万円から100万円にと、それぞれ拡充することにより普及促進に努めています。

## ■ 湖南市下水道接続指導規程<sup>※1</sup>について

### 1) 制定の経緯

市では以前から職員による戸別訪問等により、下水道への接続義務等について継続的に指導・啓発を行っていますが、供用開始後も長期にわたって下水道に接続されない住宅等に対し、下水道への接続強化のため、より実効性のある指導・啓発を行う必要性から、平成23年度に「下水道接続指導要綱」を制定し、平成28年4月からの地方公営企業法の全部適用に伴い、名称を「下水道接続指導規程」に変更しています。

### 2) 規程の概要

この規程は、下水道への接続指導をより実効性のあるものとするため、下水道法に定める接続義務を促進するよう、排水設備設置の指導に関し必要な事項を定めています。加えて、本規定による対象者は、公共下水道処理区域内の全ての未接続建物の所有者としていますが、法に定める「必要な資金が調達困難な事情があると認められる場合」など、やむを得ない事情等により期限内に接続工事が実施できない者については、期間を定めて猶予できることとしています。

また、未接続により悪臭を発生する、または、周辺環境や放流先の公共用水域に悪影響を及ぼしている事業所及や大規模な営業施設等に対しては、「特別指導」を行えるよう定めています。

## ■ 水洗化普及促進業務の取組状況

### ◇ これまでの取組結果と今後の方向性

平成23年度から取り組んでいる水洗化普及促進は、平成28年度までで、未接続対象者 延べ2,343件を戸別訪問して啓発を進めてきました。

平成23年度から平成26年度の4年間を掛けて、全地域となる未接続の調査対象者1599件を調査し、平成27年度からは、前年度までの調査結果を元に、新規対象者359件と平成24年度・平成25年度の接続見込みありの者及び留守・不在者の再調

査141件を合わせた計500件を対象に実施し、昨年度については、平成25年賦課の新規対象者32件と、平成26年度、平成27年度の接続見込みありの者及び留守・空家等の再調査212件の合計244件を対象にそれぞれ戸別訪問を実施しました。

また、昼間の訪問だけでは留守が多いため、夜間や土日祝日を含め、最低3回以上の訪問を行うようにしていると共に調査対象地域の区長・自治会長への周知と併せて、市の広報やホームページの活用による啓発等も、適時実施しています。

◆H23～H28の調査結果

項目	件数	内 訳	
接続見込みあり	321件  〔内、107件 が接続済み〕	現在発注中	22件
		近々接続予定（改築時等）	96件
		検討中（資金調達中、相談中等）	203件
接続見込みなし	1,415件	資金的な問題	384件
		借家・所有者が別	135件
		家屋老朽化・改築予定	102件
		高齢世帯	50件
		適切に管理された浄化槽を使用	60件
		転居予定	31件
		検討していない・その他	653件
留守・空家	607件		
合計	2,343件		

未接続の理由としては、宅内排水設備工事には費用がかかることから資金的な問題、借家・所有者が別、家屋老朽化・改築予定、高齢者世帯等があげられます。

なお、接続見込みあり321件について確認の結果、接続済107件となっており、普及促進業務の一定効果が認められました。

## ◇課題と対応

### 1) 事業所排水の問題

- ・滋賀県は琵琶湖を抱えている関係で、事業所排水等の河川放流の基準(水濁法)と下水道への排出基準がほぼ同等であり、下水道へ接続した場合でも、引き続き、除外施設等を維持しなければならず、更に下水道使用料も必要となることから、経費負担の面から接続に消極的な事業者が多くなっています。

⇒整備の優先順位を決める要素の一つとして、計画段階から事業者に取り組みを実施しより投資効果の高い地域から順に整備を進めています。

### 2) 資金難及び高齢者世帯に対する啓発

- ・経済的な理由に加え、後継者等も未定であることから接続に消極的です。

⇒融資あっせん制度の利用や下水道への接続義務を引き続き啓発していきます。

### 3) 留守世帯等への対応

- ・複数回訪問しても留守等で出会えない未接続住宅への対応を検討していく必要があります。

⇒夜間や土日祝日にも訪問することで、漏れのない指導・啓発ができるよう引き続き取り組みを進めます。

## ■平成29年度の実施予定について

◇普及促進予定世帯数 約80件

①昨年度の普及促進業務期間中に留守で出会えなかった世帯43件

②平成26年4月から供用を開始している地域で、未接続世帯22件、法人12件

◇対象地区 : ひばりヶ丘・妙感寺・菩提寺・菩提寺東・夏見・朝国・下田・針・石部  
中央・三雲・岡出・宝来坂・サイドタウン・宮の森

◇重点項目

1) 猶予期限満了者に対するフォローアップ

2) 前回啓発時、接続の意思があった者に対するフォローアップ